



【参考訳】

2026年4月20日

国際会計基準審議会 御中

IASB公開草案 (ED/2026/1)

「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正 (IAS第28号の修正案)」に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「我々」という。）は、2026年2月に公表された国際会計基準審議会（IASB）のIASB公開草案（ED/2026/1）「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正（IAS第28号の修正案）」（以下「ED」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々のEDに対するコメントは次のとおりである。

（問題の根本的な原因）

3. 我々は、IASBがEDを公表するに至った根本的な原因の1つは、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS第18号」という。）が、持分法を用いて会計処理される関連会社及び共同支配企業に対する投資から生じる収益及び費用を一律に純損益計算書の投資区分に分類することを要求することにより、主要な事業活動として、持分法を用いて会計処理される関連会社及び共同支配企業に投資を行っている企業が、当該投資から生じる収益及び費用を純損益計算書の営業区分に表示できないことであったと理解している。
4. この点、IFRS第18号の開発中に、我々は、持分法を用いて会計処理される関連会社及び共同支配企業に対する投資から生じる収益及び費用が営業損益に含まれることを認めるべきであるとの見解をIFRS第18号の公表に至った公開草案に対するコメント・レターにおいて示したが、残念ながらこの見解はIASBに受け入れられなかった。EDが公表されたという事実は、IASBのこの決定が必ずしも最善の解決策ではなかったことを示唆しており、我々は、IFRS会計基準を改善するという観点から、IASBがIFRS第18号における持分法を用いて会計処理される関連会社及

び共同支配企業に対する投資から生じる収益及び費用の表示を見直すことを検討すべきであると考えている。

5. しかしながら、ED は IFRS 第 18 号を修正せずに、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の修正を提案している。以下では、IASB が IFRS 第 18 号の修正を検討しない場合の、ED の提案に対する我々の見解を示している。

(IFRS 第 18 号の要求事項を参照する IAS 第 28 号の修正案)

6. ED は、IFRS 第 18 号における収益及び費用の表示区分への分類に関する要求事項を参照して IAS 第 28 号の公正価値オプションの範囲を修正することを提案しており、実質的に、主要な事業活動として特定の資産に投資している企業の資産の測定基礎を IFRS 第 18 号の要求事項に従って変更することを提案している。このように、一部の業界及び企業における表示の論点に対処するために、会計処理の要求事項を修正することは不適切であると我々は考えている。
7. 我々の考えでは、適切な会計処理を最初に検討してから、その表示を検討するというように、会計処理と財務諸表の表示は分けて検討すべきである。ED の文脈においては、まず、特定の種類の投資に対して適切な会計処理を検討し、その会計処理の結果をどのように表示することが情報の有用性を最も高めることになるのかを検討すべきである。

(公正価値測定の有用性と公正価値オプション)

8. 我々の考えでは、関連会社及び共同支配企業に対する投資は、もっぱら投資先の市場価格の変動によって利益を獲得することを目的とした投資ではなく、企業が投資先企業に対する重要な影響力を活用した、投資先企業の事業活動への関与を通じて利益を獲得することを目的とした投資が大半であり、したがって、これらの投資は持分法を用いて会計処理することにより有用な情報が提供されると考えている。
9. 一方で、投資先企業の事業活動への関与が薄く、企業がもっぱら市場価格の変動によって利益を獲得することを目的としている場合があり得ることを我々は認識している。このような場合には、IAS 第 28 号の要求事項に従って関連会社又は共同支配企業であると考えられる投資であっても、公正価値による測定及び公正価値の変動に基づく収益及び費用の認識により関連性がある情報が提供される可能性がある。このような投資については、持分法の適用よりも公正価値による測定がより有用な情報を提供する可能性があると考えられる。

10. 上記第 8 項及び第 9 項に基づき、我々は、投資の目的に応じて異なる会計処理を用いることが財務諸表利用者に有用な情報を適用することに繋がる可能性があると考えている。すなわち、企業が投資先企業の事業活動への関与を通じて利益を獲得することを目的とした投資については持分法を用いるべきであり、もっぱら市場価格の変動によって利益を獲得することを目的とした投資については公正価値で測定すべきである。
11. 理想的には、IASB は投資の目的に照らしてこのような 2 つの種類の投資を使い分けるための要件又はその他の追加的なガイダンスを開発し、IFRS 会計基準に導入すべきであると我々は考えている。しかしながら、このような要件やその他の追加的なガイダンスを開発するにあたり利害関係者の間で合意に達するには相当の時間を要する可能性が高いと考えられる。したがって、このアプローチは、IASB が利害関係者より迅速な IAS 第 28 号の修正を要望されている現状には適さない可能性がある。
12. 我々は、この問題を適時に解決する合理的な方法は、すべての関連会社及び共同支配企業に対する投資に制限のない公正価値オプションを導入ことであると考えている。制限のない公正価値オプションには、経営者の恣意的な判断につながり、比較可能性を損なうと主張する人々もいるかもしれないが、我々は公正価値オプションが濫用されることはないと考えている。その理由は、(a)会計処理を首尾一貫して適用する必要があること、(b)特に非上場企業である投資先については、公正価値の算定が持分法の適用よりもコストと労力を必要とする可能性が高いこと、及び(c)経営者は投資先の公正価値の変動に対する説明責任を負うことになるからである。
13. したがって、すべての関連会社及び共同支配企業に対する投資への持分法適用の免除として公正価値測定オプションを導入することで、経営者が投資の目的に照らしてより有用な情報を提供することを意図して会計処理方法を選択できるようにすることは容認できると考えている。

(公正価値オプションを選択できる企業の範囲)

14. 前述の関連会社及び共同支配企業に対する投資の目的の違いは、すべての企業において発生し得るものであり、公正価値オプションは特定の企業が保有する関連会社及び共同支配企業に対する投資に限定すべきではない。我々は、ED の公表に反対票を投じた一部の IASB 理事と同様に、すべての企業に公正価値オプションを利用可能とすべきであると考えている。
15. 現行の IAS 第 28 号では、結論の根拠がないために、公正価値オプションを特定の種類の企業に限定する論拠が必ずしも明らかではない中で、ED の提案において公

正価値オプションの範囲の拡大を限定することは説得的ではない。我々は、すべての企業に公正価値オプションを認めることが、基準設定における公正なアプローチになると考えている。

16. さらに、我々は、IASB 公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」（2024 年 9 月公表）に対するコメント・レターにおいて、持分法の適用範囲に関する多様な見解に対処する場合に考えられる代替的な方法の 1 つとして、公正価値オプションを導入することを提案した。すべての企業に公正価値オプションを認めることは、我々のコメント・レターの提案とも整合している。

（発効日及び経過措置）

17. IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項の修正は、結果的に IFRS 第 18 号を適用した表示と関連するものの、我々は、当該修正は財務諸表における表示の前に決定されるべき会計処理に関するものであり、したがって、差し迫っている IFRS 第 18 号の適用時期までに公正価値オプションの適用を選択するか否かの判断を企業に求める必要はないと考える。
18. また、我々は、ED の提案を IFRS 第 18 号と「同じ基礎で」適用する必要はないと考えている（ED の質問 2）。すなわち、IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項の修正を「IFRS 第 18 号の C7 項に従って」適用する必要はないと考える。発効日及び経過措置については、IFRS 第 18 号と IAS 第 28 号の修正のそれぞれの理由に基づいて要求事項を定めるべきであり、それらは同じではないと考えるからである。
19. 上記を踏まえ、我々は、企業が IAS 第 28 号の公正価値オプションを適用するかどうかの検討及び公正価値の測定のための準備期間を十分に確保する観点から発効日を決定すべきであると考えている。
20. 一方で、我々は、IFRS 第 18 号の適用に合わせて ED に基づく修正を適用したいとのニーズがあることを理解している。我々は、早急に基準を最終化した上で、早期適用を認めることによって対応可能であると考えている。
21. 個々の質問に対する回答は、別紙を参照されたい。
22. 我々のコメントが、IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。



川西 安喜
企業会計基準委員会 委員長

EDにおける個々の質問に対するコメント

ED で求められている個別の質問に対する我々のコメントは、次のとおりである。

質問 1—IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項の修正案

IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項は、企業が関連会社又は共同支配企業に対する投資を IFRS 第 9 号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定する選択をすることを、当該投資がベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）に保有されている場合に認めている。

IASB は、IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項を修正して、類似の企業には特定の種類の資産への投資（IFRS 第 18 号の第 49 項(a)に示されている）を主要な事業活動として有している企業が含まれる旨を明確化することを提案している。

結論の根拠の BC1 項から BC19 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。特に、BC9 項から BC13 項は、IASB が公正価値オプションをすべての企業に拡張する提案をしないことを決定した理由を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

(問題の根本的な原因)

1. 我々は、IASB が ED を公表するに至った根本的な原因の 1 つは、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）が、持分法を用いて会計処理される関連会社及び共同支配企業に対する投資から生じる収益及び費用を一律に純損益計算書の投資区分に分類することを要求することにより、主要な事業活動として、持分法を用いて会計処理される関連会社及び共同支配企業に投資を行っている企業が、当該投資から生じる収益及び費用を純損益計算書の営業区分に表示できないことであったと理解している。
2. この点、IFRS 第 18 号の開発中に、我々は、持分法を用いて会計処理される関連会社及び共同支配企業に対する投資から生じる収益及び費用が営業損益に含まれることを認めるべきであるとの見解を IFRS 第 18 号の公表に至った公開草案に対するコメント・レターにおいて示したが、残念ながらこの見解は IASB に受け入れら

れなかった。ED が公表されたという事実は、IASB のこの決定が必ずしも最善の解決策ではなかったことを示唆しており、我々は、IFRS 会計基準を改善するという観点から、IASB が IFRS 第 18 号における持分法を用いて会計処理される関連会社及び共同支配企業に対する投資から生じる収益及び費用の表示を見直すことを検討すべきであると考えている。

3. しかしながら、ED は IFRS 第 18 号を修正せずに、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の修正を提案している。以下では、IASB が IFRS 第 18 号の修正を検討しない場合の、ED の提案に対する我々の見解を示している。

(IFRS 第 18 号の要求事項を参照する IAS 第 28 号の修正案)

4. ED は、IFRS 第 18 号における収益及び費用の表示区分への分類に関する要求事項を参照して IAS 第 28 号の公正価値オプションの範囲を修正することを提案しており、実質的に、主要な事業活動として特定の資産に投資している企業の資産の測定基礎を IFRS 第 18 号の要求事項に従って変更することを提案している。このように、一部の業界及び企業における表示の論点に対処するために、会計処理の要求事項を修正することは不適切であると我々は考えている。
5. 我々の考えでは、適切な会計処理を最初に検討してから、その表示を検討するというように、会計処理と財務諸表の表示は分けて検討すべきである。ED の文脈においては、まず、特定の種類の投資に対して適切な会計処理を検討し、その会計処理の結果をどのように表示することが情報の有用性を最も高めることになるのかを検討すべきである。

(公正価値測定の有用性と公正価値オプション)

6. 我々の考えでは、関連会社及び共同支配企業に対する投資は、もっぱら投資先の市場価格の変動によって利益を獲得することを目的とした投資ではなく、企業が投資先企業に対する重要な影響力を活用した、投資先企業の事業活動への関与を通じて利益を獲得することを目的とした投資が大半であり、したがって、これらの投資は持分法を用いて会計処理することにより有用な情報が提供されると考えている。
7. 一方で、投資先企業の事業活動への関与が薄く、企業がもっぱら市場価格の変動によって利益を獲得することを目的としている場合があり得ることを我々は認識している。このような場合には、IAS 第 28 号の要求事項に従って関連会社又は共同支配企業であると考えられる投資であっても、公正価値による測定及び公正価値の変動に基づく収益及び費用の認識により関連性がある情報が提供される可能性が

ある。このような投資については、持分法の適用よりも公正価値による測定がより有用な情報を提供する可能性があると考えられる。

8. 上記第6項及び第7項に基づき、我々は、投資の目的に応じて異なる会計処理を用いることが財務諸表利用者に有用な情報を適用することに繋がる可能性があると考えている。すなわち、企業が投資先企業の事業活動への関与を通じて利益を獲得することを目的とした投資については持分法を用いるべきであり、もっぱら市場価格の変動によって利益を獲得することを目的とした投資については公正価値で測定すべきである。
9. 理想的には、IASBは投資の目的に照らしてこのような2つの種類の投資を使い分けするための要件又はその他の追加的なガイダンスを開発し、IFRS会計基準に導入すべきであると我々は考えている。しかしながら、このような要件やその他の追加的なガイダンスを開発するにあたり利害関係者の間で合意に達するには相当の時間を要する可能性が高いと考えられる。したがって、このアプローチは、IASBが利害関係者より迅速なIAS第28号の修正を要望されている現状には適さない可能性がある。
10. 我々は、この問題を適時に解決する合理的な方法は、すべての関連会社及び共同支配企業に対する投資に制限のない公正価値オプションを導入ことであると考える。制限のない公正価値オプションには、経営者の恣意的な判断につながり、比較可能性を損なうと主張する人々もいるかもしれないが、我々は公正価値オプションが濫用されることはないと考ええる。その理由は、(a)会計処理を首尾一貫して適用する必要があること、(b)特に非上場企業である投資先については、公正価値の算定が持分法の適用よりもコストと労力を必要とする可能性が高いこと、及び(c)経営者は投資先の公正価値の変動に対する説明責任を負うことになるからである。
11. したがって、すべての関連会社及び共同支配企業に対する投資への持分法適用の免除として公正価値測定オプションを導入することで、経営者が投資の目的に照らしてより有用な情報を提供することを意図して会計処理方法を選択できるようにすることは容認できると考えている。

(公正価値オプションを選択できる企業の範囲)

12. 前述の関連会社及び共同支配企業に対する投資の目的の違いは、すべての企業において発生し得るものであり、公正価値オプションは特定の企業が保有する関連会社及び共同支配企業に対する投資に限定すべきではない。我々は、EDの公表に反対票を投じた一部のIASB理事と同様に、すべての企業に公正価値オプションを利用可能とすべきであると考えている。

13. 現行の IAS 第 28 号では、結論の根拠がないために、公正価値オプションを特定の種類の企業に限定する論拠が必ずしも明らかではない中で、ED の提案において公正価値オプションの範囲の拡大を限定することは説得的ではない。我々は、すべての企業に公正価値オプションを認めることが、基準設定における公正なアプローチになると考えている。
14. さらに、我々は、IASB 公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」（2024 年 9 月公表）に対するコメント・レターにおいて、持分法の適用範囲に関する多様な見解に対処する場合に考えられる代替的な方法の 1 つとして、公正価値オプションを導入することを提案した。すべての企業に公正価値オプションを認めることは、我々のコメント・レターの提案とも整合している。

質問 2—発効日及び経過措置

IASB は、企業が IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項の修正を、IFRS 第 18 号を適用すると同時に同じ基礎で適用することを提案している。

結論の根拠の BC20 項から BC21 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

(発効日及び経過措置)

15. IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項の修正は、結果的に IFRS 第 18 号を適用した表示と関連するものの、我々は、当該修正は財務諸表における表示の前に決定されるべき会計処理に関するものであり、したがって、差し迫っている IFRS 第 18 号の適用時期までに公正価値オプションの適用を選択するか否かの判断を企業に求める必要はないと考える。
16. また、我々は、ED の提案を IFRS 第 18 号と「同じ基礎で」適用する必要はないと考えている (ED の質問 2)。すなわち、IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項の修正を「IFRS 第 18 号の C7 項に従って」適用する必要はないと考える。発効日及び経過

措置については、IFRS 第 18 号と IAS 第 28 号の修正のそれぞれの理由に基づいて要求事項を定めるべきであり、それらは同じではないと考えるからである。

17. 上記を踏まえ、我々は、企業が IAS 第 28 号の公正価値オプションを適用するかどうかの検討及び公正価値の測定のための準備期間を十分に確保する観点から発効日を決定すべきであると考えている。
18. 一方で、我々は、IFRS 第 18 号の適用に合わせて ED に基づく修正を適用したいとのニーズがあることを理解している。我々は、早急に基準を最終化した上で、早期適用を認めることによって対応可能であると考えている。

以 上